

来年4月、前橋市は「中核市」に！ はばたこう

中核市へ

県内初

本市は、平成21年4月1日に中核市への移行を目指しています。中核市に移行することで県から多くの事務が移譲。より市民に身近な行政を行うことができるようになります。

中核市に関する問い合わせは
中核市推進室 ☎890-6526

中核市とは

中核市とは、地方分権を推進するため、平成7年4月に創設された都市制度。政令指定都市に次ぐ都市として位置付けられています。

全国の市町村は、かつて政令指定都市を除き、規模や行政能力にかかわらず、ほぼ同じ事務権限となっていました。中核市制度は、そのうち一定の規模や能力を持つ比較的大きな都市に県の事務を移譲し、その権限を強化することにより、できるだけ市民に身近な「市役所」で行政を行うようにするものです。

中核市は、福祉や保健衛生、環境、都市計画などの分野で、市民生活に密着した事務が移譲され、本市の自主的、主体的な判断で地域の実情に応じた行政が実現できるようになります。

中核市の要件

中核市の要件は、人口30万人以上です。

中核市のメリット

■市民サービスの向上

これまで市の窓口で申請を受け付け、県が認

定していた身体障害者手帳の発行などの事務を市が一括して行うことにより、事務処理の迅速化が図られ、各種福祉サービスの早期利用が可能となります。市民のニーズに即した、きめ細かなサービスが提供できます。

■独自のまちづくりの展開

屋外広告物の規制や大気汚染、ダイオキシン類の汚染の防止に関する規制などの事務権限が市に移譲されます。景観や環境に配慮した独自のまちづくりを展開できます。

■市全体の活性化

県内初の中核市として、政令指定都市に準じた都市に位置付けられるため、本市の知名度が向上し、交流人口の増加や企業立地の促進などの地域経済の活性化が期待できます。

■地域保健衛生の推進

市が保健所を設置することにより、これまで県の保健所と市の保健センターが行ってきたサービスが一元化され、一貫した保健指導が行えるようになります。



中核市指定申し出の県同意書が大澤知事から高木市長へ

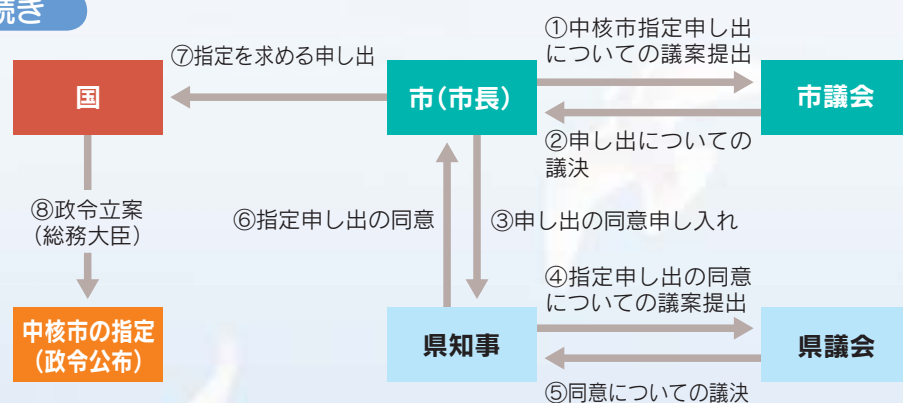
都市制度の比較

要件は？

どんな都市が？

政令指定都市	中核市	特例市
人口50万人以上で一定の行財政能力を持つ	人口30万人以上	人口20万人以上
札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市(全国で17市)	関東では、宇都宮市、川越市、船橋市、柏市、横須賀市、相模原市(全国で39市)	県内では、前橋市、高崎市、伊勢崎市、太田市(全国で43市)

中核市の指定に係る手続き



「中核市・前橋」の誕生まで

20年3月4日	①市長が市議会へ中核市指定申し出について議案提出
3月27日	②市議会が申し出議案を議決
4月15日	③市長が県知事へ中核市指定を申し出ることについての同意申し入れ
5月27日	④県知事が県議会へ同意議案を提出
6月12日	⑤県議会が同意議案を議決
6月12日	⑥県知事が中核市指定を申し出ることについて同意
今後の予定	
8月	⑦市長が総務大臣へ中核市指定の申し出
10月	⑧中核市の指定(政令公布)
21年2月	市保健所完成
4月	中核市移行・市保健所開設

大

事務権限

小